

豊中市市民公益活動推進助成金制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市市民公益活動推進条例施行規則（平成16年豊中市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊中市市民公益活動推進条例（平成15年豊中市条例第56号。以下「条例」という。）第10条第1項による助成を同条第2項の規定の公募により行う場合の助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱による助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、条例第10条第2項に規定する市民公益活動団体でないものであって、次の各号のいずれにも該当する市民公益活動団体とする。

- (1) 行政が事務局に参加していない市民公益活動団体
- (2) 市内に事務所を有する市民公益活動団体又は市内で活動を行う市民公益活動団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）の統制の下にある市民公益活動団体ではないもの
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある市民公益活動団体ではないもの

(助成の対象となる事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象団体が自ら行う事業
- (2) 市内で行われる事業又は市内に在住、在勤若しくは在学する者が主となって行う事業
- (3) 法令に適合する事業

2 助成対象団体が1つの年度内に助成金の交付を受けることができる事業は、1事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する助成の対象となる事業に直接要する経費のうち、規則第6条第1項の規定による助成金の交付決定を行った日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

(助成の種類及び助成限度額)

第5条 助成の種類及び助成限度額は、次の表のとおりとする。

助成の種類	申込のできる団体	助成限度額
初動支援コース	市民公益活動に取り組んでおおむね3年以内の助成対象団体（過去に当該コースの助成を2回受けたもの又は自主事業コースの助成を受けたものは除く。）	助成対象経費の4分の3に相当する額で、150,000円を限度とする。
自主事業コース	市民公益活動に取り組んでおおむね1年以上の助成対象団体（過去に当該コースの助成を3回受けたものは除く。ただし、市長が特に必要があると認めるものにあつては6回まで受けることができる。）	助成対象経費の2分の1に相当する額で、500,000円を限度とする

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（公募）

第6条 公募は、公募開始前に発行される市の広報誌及びホームページへの掲載並びに公共施設等へのちらしの配布その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、予算に余裕があるときは、この限りでない。

（公募説明）

第7条 助成金の交付を受けようとする市民公益活動団体は、市の行う市民公益活動推進助成金の公募に関する説明を受けなければならない。

（助成金の交付申込）

第8条 前条の市の行う市民公益活動推進助成金の公募に関する説明を受けた後、規則第3条の規定により助成金の交付を受けようとする市民公益活動団体（以下「申込団体」という。）は、第5条第1項に規定する助成の種類に応じて、所定の申込期間内に市民協働部コミュニティ政策課に申込みを行わなければならない。また、助成金の交付申込を行うに当たって、助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額（以下「当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

2 前項の申込期間は、2週間以上設けるものとする。

3 助成の申込みは、1回の公募について1事業とする。

4 助成の申込みに当たっては、申込団体は、規則第3条第5号に規定する書類として当該申込団体が第2条第3号及び第4号に該当する団体である旨の誓約書を、規則第3条の交付申込書に添付しなければならない。

（審査）

第9条 条例第8条に規定する豊中市市民公益活動推進委員会（以下「委員会」という。）は、条例第10条第3項の意見を市長に述べる前に、別表の審査基準に基づき、規則第3条の規定により申込のあった事業（以下「交付申込事業」という。）を審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査は、第5条第1項の助成の種類に基づき、次の方法により行う。
 - (1) 初動支援コースの審査は、規則第3条の規定により提出された交付申込書及びその添付書類（以下「申込書類」という。）と申込団体が公開の場で行う交付申込事業についての説明（以下「公開プレゼンテーション」という。）とにより行う。
 - (2) 自主事業コースの審査は、第一次として申込書類により審査を行い、第二次として第一次審査を通った交付申込事業について、公開プレゼンテーションを行う。この場合において、第一次審査の結果についての意見は、その時点で市長に述べるものとする。
- 3 豊中市市民公益活動推進委員会規則（平成16年豊中市規則第37号）第5条第1項の規定により設置された市民公益活動推進助成金審査部会の委員は、公開プレゼンテーションに出席し、申込団体に対し質疑を行うものとする。
- 4 第1項の規定による審査（公開プレゼンテーションは除く。）は、非公開で行うものとする。
- 5 委員会の委員のうち申込団体の役員又は監事を兼ねる者は、当該申込団体の交付申込事業の審査において意見を述べるできない。

（概算払い）

- 第10条** 規則第8条ただし書の市長が必要があると認めるときは、規則第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が助成対象事業（規則第3条に規定する「助成対象事業」をいう。以下同じ。）に現に着手しており、当該助成対象事業を完了する前に助成金の交付を受けることで、より円滑に当該助成対象事業を行うことができると認めるときとする。
- 2 交付決定団体は、助成対象事業が完了する前に助成金の交付を受けようとするときは、市民公益活動推進助成金概算払請求書を市民協働部コミュニティ政策課に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、概算払いを行うか否かを決定するものとする。
 - 4 概算払いの金額は、規則第6条第1項の市民公益活動推進助成金交付決定通知書に記載された金額（以下「交付決定額」という。）と同額とする。ただし、特別の事情があるときは、交付決定額から減額した金額とする。
 - 5 市長は、第3項の規定により概算払いを行わないと決定したとき又は前項ただし書の規定により概算払いの金額を交付決定額から減額するときは、書面でその旨を通知するものとする。

（助成対象事業の完了）

- 第11条** 助成対象事業の完了は、規則第3条第1号の助成対象事業の計画書及び助成対象事業の予算書（以下「計画書等」という。）の内容どおり実施されたか否かにより判断する。ただし、当該計画書等が第14条の規定により変更されたときは、変更後のもので判断する。

（実績報告）

- 第12条** 規則第9条の規定による報告は、当該助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日（当該助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が助成対象年度の翌年度の4月10日を越える場合は、4月10日）までに行わなければならない。この場合において、報告期限の日が豊中市の休日を定める条例（平成2年豊中市条例第11号）第1条第1項に定める市の休日にあたる場合は、その日の翌日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(事業報告会)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）に対する助成の結果を公開し、及び交付団体と委員会委員が意見を交換する機会とするため、公開の事業報告会を開催する。

2 交付団体の代表者等の構成員は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

(決定の変更等)

第14条 市長は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該助成金の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件の変更（以下「決定の変更等」という。）をすることができる。

2 交付決定団体は、計画書等に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ市民公益活動推進助成金交付決定事業（計画書／予算書）変更申込書を市民協働部コミュニティ政策課に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、当該計画書等に記載された事項の変更（以下「計画書等の変更」という。）を認めるか否かを決定するものとする。

4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る助成対象事業の交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。

5 市長は、決定の変更等及び計画書等の変更の可否の決定を行おうとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

6 市長は、決定の変更等又は計画書等の変更を認めるか否かについて決定したときは、その旨（第4項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を市民公益活動推進助成金交付決定事業変更通知書により交付決定団体に通知するものとする。

7 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部の取消し（以下「決定の取消し」という。）を行うことができる。

(1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある市民公益活動団体に該当したとき。

(6) 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある市民公益活動団体に該当したとき。

2 市長は、決定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、決定の変更等、計画書等の変更又は決定の取消しを行った場合において、当該決定の変更等、計画書等の変更又は決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付団体に命ずることができる。

(帳簿等の整理)

第17条 交付決定団体は、当該助成対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

(実施状況の把握)

第18条 市長は、交付決定団体に対し、助成対象事業の完了時期までの間に、少なくとも1回、当該助成対象事業の実施状況について確認するものとする。

(指示及び検査)

第19条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(継続実施事業の認証申込)

第20条 市長は、交付団体が、助成対象事業と同一の、又は拡充した事業（以下「継続事業」という。）を実施するときは、交付団体からの申込みに基づき、継続事業を「継続実施事業」として認証することができる。ただし、継続事業が市民公益活動推進助成金の交付決定を受けている場合を除く。

2 前項の申込は、交付団体が助成対象事業について助成金の交付の決定を受けた日の翌年4月1日から3年を超えない日までの間に行うことができる。

3 第1項の申込みは、市民公益活動推進助成金継続実施事業認証事業計画書を添えて、市民公益活動推進助成金継続実施事業認証申込書を市長に提出して行うものとする。

(継続実施事業の認証)

第21条 市長は、前条第3項の申込みを受けたときは、対象事業の実施内容を確認し、当該対象事業が継続事業と認める場合、「継続実施事業」として認証を行うものとする。

2 市長は、前項の認証を行った場合は、市民公益活動推進助成金継続実施事業認証決定通知書（以下「認証決定通知書」という。）により、当該申込みをした交付団体にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の認証を行わない場合は、市民公益活動推進助成金継続実施事業認証不許可決定通知書により、当該申込みをした交付団体にその旨を通知するものとする。

4 認証の期間は、認証を決定した日から、当該認証を決定した日が属する年度末の3月31日までとする。また、決定通知を受けた団体は、同一の事業について、2年間かつ2回まで継続して認証を申込みことができる。

5 決定通知を受けた団体は、期間終了後30日以内に、市長に市民公益活動推進助成金継続実施事業認証実績報告書を提出することにより、実施した事業の内容を報告しなければならない。

(認証マークの使用)

第22条 決定通知を受けた団体は、当該認証を受けた事業のチラシ、パンフレット等に別に定

める認証マークを使用することができる。

- 2 決定通知を受けた団体は、前項の規定により認証マークを使用する場合は、認証決定通知書に記載された認証番号を当該認証マークに記載し、使用するものとする。

(交付申込書等の様式)

第23条 市規則で定める市民公益活動推進助成金交付申込書、助成対象事業の計画書、助成対象事業の予算書、市民公益活動推進助成金交付決定通知書、市民公益活動推進助成金不交付決定通知書、市民公益活動推進助成金実績報告書、助成対象事業の決算書、市民公益活動推進助成金交付確定通知書及び市民公益活動推進助成金交付請求書の様式並びにこの要綱で定める様式は、様式第1号から様式第18号までに定めるとおりとする。

(その他の事項)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施し、平成17年4月1日以降の助成金の交付決定に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月10日から実施する。

2 令和2年度に実施する助成金の交付については、第5条における助成を受けた回数に含めないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から実施する。

市民公益活動推進助成金審査基準

審査項目		配点	小計
公益性	①多くの市民の利益につながるか。	2点	8点
	②多くの市民が賛同できる事業内容か。	2点	
	③地域及び社会の課題となっていることに取り組むものか。	2点	
	④構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としない事業であるか。	2点	
実現可能性	⑤財政状況が健全で、事業の目的・内容・実施体制が明確か。	2点	8点
	⑥事業内容が事業目的と合っているか。	2点	
	⑦事業計画は適切であるか。	2点	
	⑧事業実施に必要な専門的な知識・経験があるか。	2点	
自立発展性	⑨【初動支援コース】この助成金以外に財源の確保に取り組もうとしているか。 【自主事業コース】この助成金以外に積極的な財源確保の取組みがあるか。	2点	8点
	⑩【初動支援コース】この助成を受けることが団体の発展につながるか。 【自主事業コース】この助成終了後も、自立的・継続的に事業を実施する体制を持っているか（検討しているか）。	2点	
	⑪事業内容と団体の掲げるミッション（めざすべき方向性）が整合しているか	2点	
	⑫同じ分野あるいは同じ地域で活動する他の団体等と、目的の共有や連携・協力した活動のためのネットワークづくりを行っているか（行おうとしているか）。	2点	
先駆性	⑬これまで取り組まれていなかった地域及び社会課題に対して、新たに取り組もうとしているか。	2点	6点
	⑭地域及び社会に潜む問題点や課題を明らかにし、多くの市民の関心を高めていくことにつながるか。	2点	
	⑮事業手法が斬新であり、応用することで他の分野や地域の社会的課題の解決に活用できるか。	2点	
地域貢献性	⑯地域の課題に根ざし、その課題解決につながるものであるか。	2点	6点
	⑰取り組む課題と直接関係のある人が主体的に参加できるように配慮しているか。	2点	
	⑱多くの市民等を巻き込み地域社会全体に取り組みを広げていこうとしているか。	2点	
公開性	⑲団体の掲げるミッション（めざすべき方向性）を地域社会に広く伝えるよう配慮しているか。	2点	4点
	⑳事業実施にあたり、事業の目的・内容を明確にわかりやすく示すよう工夫しているか。	2点	
計		40点	



とよなか夢基金サポート事業(認証No. -)